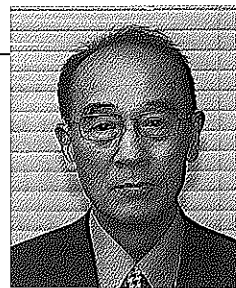


TPP：米の強硬姿勢は続く オバマ政権に不可欠な貿易促進法の成立 日本は米の柔軟化を待つ慎重な姿勢を



公益財団法人日本農業研究所
客員研究員
服部信司

1. 12月閣僚会合：妥結に向け進まず

アメリカ主導のもとに2013年内の妥結を目指したはずのTPP交渉は、12月閣僚会合において妥結に向けて進み得ず、次回閣僚会合の日程も決めることなく終わった。

2. TPPの妥結にはアメリカの柔軟化が必要

交渉の妥結には、アメリカの柔軟化・譲許が前提となる。(1) ルール分野(知財・環境・国営企業規制)においてアメリカが途上国等に対して「発展段階の多様性に配慮した」柔軟性を示すこと、(2) 関税分野では、アメリカが、豪州からの砂糖輸入、ニュージーランドからの乳製品輸入について交渉に応じること、(3) 日米首脳会談において“日本の農産物とアメリカの工業製品にセンシティブティー(考慮すべき重要性)”を認めたことを受けて、アメリカが日本の農産物5品目について柔軟性を示すことである。すでに日本はアメリカの自動車について事前協議で大幅な譲許をしている。

3. アメリカ：強硬姿勢のまま閣僚会合に

だが、フロマン通商代表は、「期限に合わせるために、質の悪い合意をするつもりはない」(毎日新聞、12月11日)として譲歩・柔軟姿

勢を示すことはなかった。アメリカは、薬剤特許に関し途上国と先進国とを分ける形にするとしつつも、途上国等が強く反対してきた生物学的薬剤(血清、ワクチンなど)のデータ独占使用期間を12年の長期にするという提案を行ったのである。アメリカは、豪州の砂糖・ニュージーランドの乳製品に対して、具体的な提案(オファー)を行っていない。“農産物5品目の関税撤廃からの例外化を考慮すべき”とする日本に対し、フロマン代表は「自由化は100%だ」とし、柔軟性は「関税撤廃まで10~15年の猶予を認めるところまで」としたのである。

こうしたアメリカの強硬姿勢の背景には、「交渉はTPP首脳声明(2011年11月)に示された野心的な目標(原則関税撤廃)のレベルに達するべき」とするアメリカの経済・農業団体の存在がある。フロマン通商代表が、昨年9月、アメリカの関係者に「誰もが、すべての決定に満足するものとはならない」と語ったことから、アメリカは硬直した提案を柔軟化するか、ともみられた。しかし、経済・農業団体の圧力によって、さらには、オバマ政権の支持率の低下=国民結集力の低下によって、アメリカ政府はTPP交渉の妥結・そのための柔軟化に舵を切り得なかった。その結果、12月の閣僚会合は、妥結に向かうこ

となく終わったのである。

4. オバマ政権に不可欠な貿易促進法の成立

1月9日、アメリカ議会で貿易促進法（TPA）が提起された。貿易促進法というのは、議会が大統領に国際経済協定についての交渉権限を与えるもの。同時に、「協定締結後、議会は、それについての実施法が提出されてから60日以内に、一括賛成か、一括反対か、を採決しなければならない。修正提案は一切認められない」とする。

この方式は、「修正を一切認めない」ことによって、「議会にとって都合の悪いところは削除し、都合のいいところだけ残す」という“つまみ食い”を排除している。これによって、大統領の交渉権を強化しているわけである。

アメリカの大統領は、この貿易促進法の裏付けがあって初めて強い権限を持って交渉に臨み得る。TPA交渉を進めるにあたって貿易促進法が成立することは、オバマ政権にとって欠かすことができない。

促進法の成立には、議会での法案の支持と議員に強い影響力を持つ団体のTPA交渉への支持が必要である。下院においては民主党議員の4分の3が貿易促進法に反対ないし反対に近いとされるため、なおさら、団体の支持は重要になる。その団体は、経済団体も農業団体も、特に物品自由化について高い目標を掲げ、その実現を政府に要求している。オバマ政権-通商代表部は、こうした団体と団体に結びつく議員の要請を考慮しなければならない立場にある。貿易促進法の本会議での採

決は早くも3月～4月といわれる。少なくともその間は、アメリカ政府の強硬姿勢は続くともみなければならない。

5. 日本はアメリカの柔軟化を待つ慎重な姿勢を

甘利TPP担当相は1月17日、2月下旬にも予定されている次回の閣僚会合について「妥結決着をつける会合にならないといけない」と強調し、「農産物の関税撤廃問題でアメリカに譲歩を求め」、「日米主導で2月下旬に合意に持ち込みたい考え」だと報じられている（朝日新聞、1月21日）。

TPPの妥結・日米間の合意は、アメリカの譲歩=柔軟姿勢があって初めて可能になる。アメリカが譲歩し得る状態にない時に、日本が妥結を前提に譲歩を迫っても、アメリカが譲歩しないことは容易に推察できよう。日本だけが譲歩を迫られる可能性が高い。

日本には、妥結を急ぐ理由はない。農産物以外の関税で最も重要なアメリカの自動車関税について、日本は日米事前協議で「TPP交渉における最も長期の期間後における撤廃」を認めてしまっている。ルール分野においても、これという獲得目標があるわけではない。

最大の利害分野は農業である。その農業について、アメリカに柔軟化の条件がない折に、交渉妥結時期を設定しようとするのは、“重要5品目の関税維持をTPP交渉の目標とする”国会決議を踏まえた交渉方針とは言えないであろう。

日本には、アメリカの柔軟化を待つ慎重な姿勢が問われている。（2014年1月23日）